

賛助会員制度と
国際交流ボランティア制度の
ご 案 内

(財) ちば国際コンベンションビューロー
Chiba Convention Bureau and International Center

(財) ちば国際コンベンションビューロー 国際交流ボランティア制度要綱

(目的)

第1条 国際交流事業及び多文化共生サポートにボランティアとして積極的に参加を希望する県民及び財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）会員に活動の場を提供するとともに、県内で開催される国際交流事業の効果的な実施及び外国人住民が暮らしやすい環境づくりの推進を図るために、「国際交流ボランティア制度」を設ける。

(定義)

第2条 この要綱で「国際交流ボランティア」とは、次の各分野のボランティアとしてビューローに登録された者（以下「登録者」という。）の総称とし、その活動は、登録者の善意と自由意志に基づくものとする。

(1) 語学ボランティア

通訳（国際交流行事、イベント等）、翻訳（書簡文等）等、語学を通じて国際交流を深めるもの（通訳案内業を営んでいる者の職域を侵さないものに限る。）

(2) 文化ボランティア

趣味、特技、外国生活体験等を生かして、国際交流を深めるもの

(3) ホストファミリーボランティア

ホストファミリーボランティアは、ホームステイとホームビジットの2種類とし、その内容は次のとおりとする。

ア ホームステイ

外国人を家庭に招待し、寝食を共にするなかで普段の家庭生活を体験する機会を通じて相互理解と交流を深めるもの

イ ホームビジット

外国人を家庭に招待し、普段の家庭生活に触れる機会を通じて相互理解と交流を深めるもので、宿泊を伴わないもの

(4) 日本語ボランティア

日本語を母語としない住民と、日本語でコミュニケーションすることを通じて交流を深めるもの（日本語教授を業とする者の職域を侵さないものに限る。）

- 2 この要綱で、「国際交流事業」とは、第8条各号に定める者が主催又は共催する国際交流を深めることを目的とする事業とする。
- 3 この要綱で、「多文化共生サポート」とは、第8条各号に定める者が外国人住民との間で行う医療、保健、福祉、教育、防災及び行政の分野に係る事務に関して国際交流ボランティアの活動が必要となった場合において、ビューローが当該事務に高度の緊急性及び公益性を認めて、国際交流ボランティアを紹介することをいう。

(登録資格)

第3条 国際交流ボランティアとして登録ができる者は、「国際交流ボランティア制度」の趣旨を理解する個人であって、次の各号のボランティアの分野に応じ、それぞれ各号に定める要件に該当する者とする。

(1) 語学ボランティア

1 8歳以上であり、外国語について日常会話程度の語学力を有していること

(2) 文化ボランティア

1 8歳以上であり、指導経験が豊富であること

(3) ホストファミリーボランティア

登録することについて、家族全員の同意を得ていること

(4) 日本語ボランティア

1 8歳以上であり、日本語指導の経験がある、または地域の日本語ボランティアの研修を受けているなど、素養が認められること

(申込み及び登録)

第4条 国際交流ボランティアとして登録を希望する者は、登録申込書（別記第1号様式～第4号様式）により、各分野ごとにビューローへ申込みを行うものとする。

2 ビューローは、前項に規定する申込書を受理したときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、その結果を当該申込者に通知するとともに、各分野ごとに登録を行うものとする。

3 登録は、複数の分野にわたって行うことができるものとする。

(登録期間)

第5条 国際交流ボランティアの登録期間は、4月から翌年の3月までの1年間とする。

- 2** 登録期間は、ビューロー及び登録者の双方に異議のない限り、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(登録抹消)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者本人から登録取り消しの申し出があったとき
- (2) 登録者本人が死亡したとき
- (3) 登録者として不適当と認められる事由が発生したとき

(報酬及び費用負担)

第7条 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。

2 ボランティア活動にかかる費用の負担は次のとおりとする。

- (1) 語学ボランティア、文化ボランティア及び日本語ボランティア

活動に要する材料費等は、紹介依頼者が負担するものとする。また、紹介依頼者がボランティア活動に要する交通費の全額又は一部を負担することを妨げない。

ただし、多文化共生サポートについては、紹介依頼者がボランティア活動に要する費用（交通費を含む。）を負担できないことが明らかである場合には、ビューローが当該費用の一部または全部を負担することができる。

- (2) ホストファミリーボランティア

受入れに伴う基本的な費用（送迎交通費、家庭での食事、宿泊等）は登録者の負担とする。見学、通信、その他の個人的費用は利用者の負担とする。

ただし、1週間を超える長期ホームステイの場合は、原則として、利用者は実費を登録者に支払うものとする。

(紹介依頼者の要件等)

第8条 国際交流ボランティアの紹介を依頼することができる者は、次のとおりとし、原則として県内において国際交流事業を開催する場合又は県内において多文化共生サポートを必要とする事務を行う場合に依頼することができる。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 非営利団体
- (3) その他ビューロー会長が特に必要と認める者又は団体

(紹介方法)

第9条 国際交流ボランティアの紹介を依頼しようとする者は、原則として実施の1ヵ月前までに（多文化共生サポートにあつては3日前までに）、紹介依頼書（別記第5号様式）をビューローに提出しなければならない。

2 ビューローは、依頼内容を審査の上、適当と認めた場合は、登録者の中から適当と認める者を、本人の同意を得て、紹介通知書（別記第6号様式）により紹介依頼者に通知するものとする。

3 ビューローは、紹介が不可能な場合は、速やかに紹介依頼者に通知するものとする。

4 第2項の紹介を受けた依頼者は、事業終了後、速やかに活動報告書（別記第7号様式）をビューローに提出するものとする。

(紹介条件)

第10条 紹介依頼者は、国際交流ボランティアの活動が、自由意志に基づいた無報酬の活動であることに鑑み、無理な協力を強いないように、配慮しなければならない。

2 紹介依頼者及び登録者は、活動中又はこれに前後して、事故や約束事の不履行等により関係者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。

3 紹介依頼者は、国際交流ボランティアの活動に伴う傷害等に備え、ボランティア保険又は傷害保険等に参加するものとする。

ただし、多文化共生サポートについては、紹介依頼者が当該保険等の加入に係る保険料を負担できないことが明らかである場合には、ビューローが当該保険料を負担することができる。

4 日程等、詳細についての連絡は、紹介依頼者の責任において行うものとする。

(危険負担等)

第11条 緊急又は不測の事態発生により登録者が活動不可能となった場合、ビューローはその賠償の責を負わない。

2 ビューローは、国際交流ボランティアの活動に伴う登録者又は第三者の傷害等及び紹介依頼者が被った損害について、その賠償の責を負わない。

3 紹介依頼者は、万一、登録者又は第三者が、国際交流ボランティア活動に伴って、傷害等を被った時は、登録者又は第三者に誠意をもって解決に当たらなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、平成13年3月31日現在で財団法人千葉県国際交流協会の国際交流ボランティアとして登録されていた者は、この要綱に基づいてビューローの国際交流ボランティアとして登録されたものとみなす。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(個人情報の取扱いについて)

- 1 当登録制度により申し込みいただいた個人情報は、ちば国際コンベンションビューローのセキュリティポリシーに基づき、安全に管理し、保護の徹底に努めます。
なお、当財団セキュリティポリシーの内容については、当財団ホームページ (<http://www.ccb.or.jp/index.html>) をご参照願います。登録申し込みされる皆様におかれましては、内容をご確認、ご理解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 2 個人情報は、「国際交流ボランティア制度」の事業実施にかかわる資料等の作成のために利用し、法令に基づく場合又は本人の同意を得た場合などを除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。